

第四回國會 衆議院 法務委員會 會議錄 第五号

昭和二十三年十二月十三日(月曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 佐藤 通吉君 理事 猪俣 浩三君

岡井 肇志郎君 花村 四郎君

議員 益三君 松本 弘君

井伊 誠一君 池谷 信一君

石井 繁九君 石川 金次郎君

榊原 千代君 酒井 俊雄君

出席政府委員

法務政務次官 鍛冶 良作君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 宮下 明義君

法務廳事務官 岡咲 惣一君

委員外の出席者

專門員 村 敦三君

專門員 小本 貞一君

十二月十二日
吉原市に刑務支所設置の請願(宮崎靖君紹介)(第一二二二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三三三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四四号)

請願

三條市所在の旧武徳殿跡下に關する請願(耳四郎君紹介)(第三五五号)

日程追加

吉原市に刑務支所設置の請願(宮崎靖君紹介)

靖君紹介(第一二二三号)

〔筆記〕

○高橋委員長 これより會議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律案の一部を改正する等の法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、この兩案を一括議題とし審査を進めます。

この際委員長より御報告いたしました。政府が右兩案について議案を修正するために國會法第五十九條によつて院の承諾を求めた結果、昨日本會議において右修正が承諾せられました。まづこの修正について政府より御説明をお願いいたします。

○岡咲政府委員 政府の修正案について簡単に御説明申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案の第二條によりましますと、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬につきまして増額された月額は、昭和二十三年六月一日から十月三十一日までの間のものにつきまして、これをさかのぼつて支拂う旨の規定がございましたが、この規定を削除いたすことにいたしました。その理由は、内閣総理大臣そのほかの特別職の認定官たる官吏につきまして、六月一日にさかのぼつて俸給を支給する旨の規定がございませんで、その趣旨に準じまして、この第二條の規定を削除いたしましたわけでございます。そのほかのものにつきましては、この第二條の規定を削除するこ

とは、この第二條の規定を削除することに必要な改正規定を改正いたしましたのでございます。檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案につきましても、ただいま申しましたような趣旨におきまして、檢察總長、次長檢察事及び檢察長の週及支拂いに関する規定を削除いたしました。その削除に伴う必要な字句上の修正をなしたものでございます。

○高橋委員長 以上のごとく修正せられました政府原案について審査を進めます。兩案について御質疑はございせんか。

○石川委員 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案でありますが、この表に掲げてあります給與は、今度の國會において給與のベースがかわりました場合、たとえば五千三百七十四ベースが六千三百八十四ベースになりました場合におきましては当然変更されなければならぬと思つておりますが、政府はその場合においてほたけにこの給與を変更して、裁判官並びに檢察官に迷惑をかけないように、ただちにその利益を均霑せしめるような御処置をとられるかどうかをお聞きしておきます。

○宮下政府委員 仰せのように、この法律案は一般政府職員の平均月収五千三百三十円ベースを基準とした俸給案でありますので、もしこの平均月収のベースが上りますれば、その変更によつてこの表を訂正して、さらに御協賛を得たいと考えております。

○高橋委員長 それでは質疑もないようでございますから、質疑はこの程度で終局し、討論に移りたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、質疑はこれにて終局いたしました。討論に移ります。討論は通告順にこれを行います。

○佐藤(通)委員 民主自由党を代表いたしまして発言をいたします。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案に對しまして、政府の方から出されました修正案に對しましてわが党といしましては賛成の意見をここに表明するものであります。

○猪俣委員 日本社会党を代表いたしまして、政府の修正案に賛成いたします。

○酒井委員 國民協同党を代表いたしまして、ただいま上程の政府修正案に賛成いたします。

○高橋委員長 討論は終局いたしました。それでは兩案を一括して採決いたします。

右兩案は政府原案のごとく決するに、賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○高橋委員長 起立議員、よつて兩案はいずれも全会一致、政府原案の通り可決されました。

なお同案の取扱ひ、その他委員長報告等の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、そのようにとりはからいます。

○高橋委員長 続いて刑事補償法を改正する法律案を議題として審査を進めます。

○石川委員 お伺いいたします。これはわかりきつたことでありまして、これが、一つ明確にお聞きしておきたいのであります。この刑事補償法における補償の意義が、憲法の四十條における補償の意義と同一であるかどうかをお聞きしたいのであります。

○岡咲政府委員 刑事補償法を改正する法律案におきまして刑事補償法の本質と、憲法四十條に規定されております刑事補償の本質は同一と思ひいたしております。

○石川委員 憲法によれば何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができると規定してあります。またこの第一條の第一項の末尾に「抑留又は拘禁による補償をする」とうたつておりますが、その補償の限界については、憲法と改正案の第一條とではいささか異なるものがあるかに思われるのであります。この点をまずお聞きしたいと思います。

○岡崎政府委員 憲法四十條によりまして「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより國にその補償を求めることが出来る。」となつておりますので、改正案の第一條の第一項の「抑留又は拘禁による補償」も、従来の未決拘留の補償を廣げまして、全般的の抑留または拘禁すべてに権限を廣めたのでありましてその間にいささかも矛盾はないと考えております。

○石川委員 四十條によればなるほど「抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受け」とありますが、この場合の規定の意味は、抑留または拘禁された、その事実に対する補償のように見えますけれども、起訴されまして、抑留も拘禁もされず、無罪の判決を受けました場合には、四十條はこれを除外するといふ意味でありますか。

○岡崎政府委員 私といたしましては、憲法四十條は無罪の裁判を受けた者が、その刑事手続において抑留または拘禁という重大な侵害を受けております場合に、國家が刑事補償をするといふふうに解釈しておるのであります。無罪の判決を受けた者でありまして、その刑事手続において何ら抑留、拘禁をされておられません場合には、憲法としてはこれに対して補償をしなければならないといふことを要求しておるものとは思つておらないのであります。

○石川委員 その点は明かにいたしました。が、今度は補償の意義をもうちよつと明かにしていただきたいと思ひます。過日の御説明で、当初適法な行爲と思つてなした行爲が、結果において不適法になつた、その不適法になつた

ためにこうなつた損害の補償である、このよう御説明であつたのであります。が、この補償の意義は、受けた物質的損害の填補のみを目的とするのか、精神的に受けた損害の填補、慰藉といふものも目的とするかといふことについて、お聞きしておきたいのであります。

○岡崎政府委員 昭和六年に刑事補償法が成立いたしました当時におきましては、当時の政府は、刑事補償法の本質を單なる恩恵あるいは國の仁政、あるいは恩惠の恩恵といふような説明をいたしておつたのであります。が、これに對しましては、その後の學者も全部反對となえておりました。單なる國家の恩恵ではなく、あくまでもそれは法律關係であるといふことが通説になつております。また憲法四十條が新たに刑事補償請求権を憲法上の權利として認めておられますことを考慮いたしまして、今回の刑事補償法改正法律案におきましては、刑事補償法の本質を單なる恩恵あるいは恩惠といふ程度のもとは考えておりません。前會にも申し上げましたように、その手続をいたします当時は適法な手続でありましたのが、結果においては不当な結果が判明いたしました場合、それによつて生じた損害を國家、社會の公平

的な觀念から、できるだけこれを補填するといふ考え方を基本にして、この改正案をつくつたのであります。従いましてこの刑事補償は、その者の受けた全損害を償つてやるといふ考え方でもございませぬし、また反面、何ら損害のない者でありまして、一定の標準の補償はしてやる、言いかえますれば、公平の觀念から平均的な補償をしてやるといふ考え方が基本にな

つておるのであります。現実に生じた損害全部を補填するといふ考え方でもございませぬし、法律が規定したておりますような二百四十圓ないし四百圓の範圍におきまして、何ら損害のない者に対しても平均的に補償はするといふ考え方に立つておるわけでござ

います。

○石川委員 ただいまの御説明でわかるような氣もいたしますが、もし損害を填補するといふことがこの原則の一部にあるといたしますならば、一体二百四十圓ないし四百圓という填補の限界はどういう意味から出て來たのでありましようか。ただいまの御説明のよう

に、損害を受けた者にも補償をする、損害を受けた者にも補償をするといふ、その限界が二百四十圓ないし四百圓だといふその限界の見方でありまして、これはどこから出て來たのでありましようか。

○岡崎政府委員 最近におきます國民の収入の大体の平均を考へまして、一日二百四十圓ないし四百圓が安当ではな

いかと考へたのでありまして、この場合本人が抑留または拘禁を受けております場合に、國家からすべての食料等の支給を受けておりますし、たとへて申しますならば、全然収入のない者が抑留または拘禁を受けた場合には、この金額では、場合によつてはその者に對しては利益になるといふことも考へられるかも知れないと思ひます。また多くの普通の人でありますならば、抑留、拘禁を受けず、社會的な普通の事業を営み、普通の活動をしておりますならば、それ以上の収入があつたものと思ひますけれども、先ほど申し上げるよう

に、平均的な國民の収入といふものを基準にいたしまして、二百四十圓ないし四百圓という数字を出したわけでありま

す。

○石川委員 もう一つ疑問の点を伺つておきますが、憲法四十條における補償は、なるほど「法律の定めるところにより」と書いてありますが、そのよ

うな限界を定めて、實際受けた損害以下であつてもいいといふように読まれたいと思ひますが、どういふようにお考えになりますか。

○岡崎政府委員 憲法第十七條におきましては、國または公共團體の機關が不法行為によりまして損害を加へた場合には、損害賠償をするといふ規定がございしますので、この場合におきましては、あくまでもその本質は損害賠償でございまして、その不法行為によつて生じた全損害を賠償するものと考へております。しかしながらこの憲法十七條以外に、憲法が特に憲法四十條という規定を設けました趣旨は、刑事手続はこれを行います當時においては適法な手続ではありまするが、もしその結果が無罪となりますと、適法な手続ではありまするが、結果においては不當といふことになりましたので、これをそのまま放置いたしておき

まして、この手続によつて損害を受けた者に對して何ら損害の補償をしないといふことは、公平の觀念から申しまして看過できないことであると思ひます。憲法十七條の言ひがごとき損害賠償のはかに、刑事補償といふ制度を憲法がつくることを要求しておるものと考へるのであります。このように刑事補償といふものは、損害賠償のごとき全損害を補填するものではなくして、

國家といたしましては全体の利益のために、あくまでも場合にによりましては、人權を侵害する危険を内包いたしまする刑事手続をやむを得ず遂行しなければならぬわけでありまして、このような刑事手続は國家全体の見地からどうしても遂行する、これによつてもしもそれに過誤があつた場合は、國家全体から見てこれがある程度補填しようといふのが刑事補償の根本的な考え方ではないかと思つておるのであります。このような考え方から申しまして、個々の場合に生じた全部の損害を補填する必要はないのではないかと

いふ考え方から、今回の改正案のような、公平の觀念から一定の制限された損害の補填といふ考え方をとつて、この案が立案されておるのであります。

○石川委員 一体この補償は、補償を受ける側からいいますと補償請求権であります。が、本質的にはどういふ權利でありましようか、この前には一身專屬權だといふ御説明でありましたが、財産相続權なのかどうか、その本質を承つておきたいと思ひます。

○岡崎政府委員 通常の財産權とは考へておらないのであります。従いまして法案におきましては、補償請求權の相続といふことは考へておらないのであります。この補償権限がありま

單なる本人よりも少し範囲を廣めまして、その本人の身近におりまして、本人とともに刑事手続による不当な損害に苦しみました近親者に対して、ある程度の補償をするという立て方をつたのでありまして、この本質はやはり一身専属の補償請求権であつて、單純なる財産権とは考えておらないのであります。

○石川委員 その考え方から譲渡を許さないという規定をおいたのであります。か、譲渡を許さないという規定をおきました理由をお聞きしたいと思ひます。

○岡咲政府委員 御指摘のように、改正案十八條におきましては、初め補償の決定がございました場合に、その補償の決定を受けた者が補償拂渡の請求権を取得するのでありますが、この権利も、なおかつ他に譲渡することができないという規定を設けたのであります。これはその補償の補償請求権の本質が一身専属の権利であるという点を考慮いたしまして、その点から十八條のような譲渡禁止の規定を設けたのであります。

○石川委員 この補償を求むる側から参りますと、このようなきやうくつな権利ではなくして、譲渡の許される一つの権利であることが望ましいものではないでしようか、そういう法律があまりにならなせんではようか。

○岡咲政府委員 補償の決定がございました以上、國家といたしましてはその決定を受けた者に対しては、その請求によつて補償金額を支拂つてやればよいのであります。この補償拂渡の請求権の譲渡まで認める必要はないのではないかと考えております。また

補償決定を受けた者といつたしましては、その補償の拂渡を受けなければいゝのであります。必ずしも譲渡を許すという規定を設けなくても、補償決定を受けた者に対しては、不利益をこうむらしめるものとは考えておらないのであります。

○石川委員 従つてこれは差押等の強制執行の目的にはならないということになりますでしようか。

○岡咲政府委員 拂渡を受ける前におきましては、強制執行の目的にならないと考へております。

○石川委員 この刑事手続において無罪になりました場合、被告に收めさせておつた費用はどうなりますか。

○岡咲政府委員 今回の改正案におきましては、その刑事手続に要しました刑事訴訟費用を被告人に負担させておつたものは返還して補償するといふ考へ方はとつておらないのであります。

○石川委員 無罪になりました場合に、それを返還する必要はないでしようか。

○岡咲政府委員 そこまで行く必要はないと考へたのであります。

○石川委員 第四條に参りますが、その前にちよつとお聞きしておきます。この第四條はこの問題になつたのであります。健全なる裁量といふ言葉がありますが、この健全なる裁量をこの第四條から抜き置いた場合はどうなりますか。解釈としては同一の結果にはならないでしようか。

○岡咲政府委員 第四條から「裁判所の健全な裁量により」といふ言葉を抜き置いても、解釈をいたしては同一の結果になると考へております。

○石川委員 これは実例で一つお聞き

しておきたいのであります。四條の二項であります。この場合「一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の言渡を受けた場合」には「健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる」といふことになりませんが、たとへばことに詐欺と窃盗で起訴せられた者が、詐欺は非常に輕かつたが、窃盗の方があつたために拘留せられたという場合には、一方が無罪になり、一方が有罪になつたという場合には、健全なる裁量はどう働いて來るといふ御予想ですか。

○岡咲政府委員 御質問のような場合には、むしろ健全な裁量は全額の補償に傾くものと思ひております。

○石川委員 次に第五條になります。が附加的補償といふ言葉があります。これはどういふ意味ですか、これはどういふ補償のためにできたものですか。これは精神上に受けた苦痛に対する意味と解釈しなければならぬのじやないのですか。

○岡咲政府委員 刑事補償の根本的な考へ方といたしましては、刑事手続を進めたがために本人に損害を生ぜしめたといふことを考慮いたしまして、その本人を中心にして刑事補償を考へるという立場に立つておるのであります。その趣旨は第二條第三項におきまして、遺族に對する補償の額についても「本人が受けるべきであつた額又は本人が生前無罪の言渡を受けたならば受けるべきであつた額に等しくなければならぬ」といふ規定を設けまして、この第二條において遺族の補償請求がありました場合におきましても、裁判所は本人を中心にして補

償の額の決定をいたすのであります。が第五條の第三項におきましては、すでに死刑の執行を受けた者の遺族から補償請求がありました場合には、この第二條によりする本来の本人が受けるべき補償を支拂いますことはもちろん、これ以外に附加的な補償をいたしまして、第五條第三項の補償をするという規定をいたしたのであります。従いましてこの場合の補償は、本来の本人が受けるべき補償に附加するといふ意味で、附加的補償といふ言葉を用いたのであります。御指摘のように、多分に慰籍料的な要素が含まれておるのであります。但書にございまして、その場合にその遺族が現実に財産上の損失を受けておられます場合には、その損失額に一万円を加算した額の範囲内で裁判所が額をきめますので、單純なる慰籍料と申すこともできないかと思ひますが、多分に慰籍料的な考へが基本になつておるといふことは、御指摘の通りであります。

○石川委員 死刑になりました場合に、これはまず無罪になりました本人に對する拘禁による補償として、二百円ないし四百円の補償と、それにこの第五條の三項に當りてあります補償を受けるべき者が現に生じた財産上の額と、これに一万円という範囲の附加補償がなされるのだと承知すればいいわけですか。

○岡咲政府委員 本来の補償といたしましては、御指摘のように抑留、拘禁による補償と、もしその者が判決を受けました後で、刑法第十一條第二項によつて拘置を受けておりますならば、その拘置による補償、このすべてを拂

います。ほかに、第五條第三項の附加的補償をいたすのであります。附加的補償は、現実の補償額に一万円を加算した額の範囲内で裁判所が定めるわけでありまして、二本建に、本来の補償と附加的補償と両方が一緒に拂われるといふことに相なるわけでありまして。

○石川委員 警察における留置でありますが、これは補償の対象になつて参りますか。

○岡咲政府委員 第一條第一項によります。抑留または拘禁による補償の中には、改正刑事訴訟法百九十九條によります。通常逮捕、二百十條によります。緊急逮捕、二百十三條によります。現行犯逮捕、拘引、拘留、百六十七條によります。鑑定留置、このすべてを含んでおるのであります。御指摘のように適法な手続によりまして警察において逮捕して留置した日数といふのも、当然に対象の日数の中に入るものであります。

○石川委員 警察において留置したといふことは、刑事訴訟規則では今度起訴狀一本になります。これをどこで証明してくれるのですか。

○岡咲政府委員 十二月一日の官報に掲載されております刑事訴訟規則におきまして、起訴した場合は裁判所における逮捕狀、勾留狀等の令狀は裁判所に差出すことになつております。で、これが訴訟記録として添付されまして、しかもその令狀には警察に引置された時間、検事に送置した時間が記載されておりますので、一見して記録上判然としたすわけでありまして。

○石川委員 第五項であります。罰金または料料の場合には、年五分の割合の金額を加算して補償する。ありま

すが、これは補償になるのでしょうか、返還なのでしょうか。

○岡咲政府委員 本質として補償と考へておるのであります。徴収いたしました罰金または料金の額に年五分の割合による利息を加算いたしました額の補償金を交付すると、これはあくまでも刑事補償である。これを徴収いたしました当時は、正当の権限に基づいて徴収したものでありまして、あとで無罪になりましたような場合には、罰金額に年五分の利息を加算した補償金を交付するということに考えたのであります。

○石川委員 第六項であります。没收物の時價の額に等しい」といつておりますが、この時價の概念を聞いておきます。

○岡咲政府委員 補償の請求がありまして、その時におきまして、処分、破壊、もしくは廃棄された没收物に相当するものを、新たに取得するに足る價格という意味であります。

○石川委員 その場合、今のうちに價格が公定價格と、しからざるやみ價格とありますが、これはどうなりますか、新たに取得するものが公定價格ではとれないという場合には、どちらの價格ということになりますか。

○岡咲政府委員 公定價格があります場合には、適正な公定價格が基準になるものと考へております。

○石川委員 次に伺いたいことは十二條に關連しておりますが、この刑事補償を受ける者、すなわち抑留または拘禁されたる者が、國家賠償法によつても請求権が出て来る場合はあるでしょうか。

○岡咲政府委員 もしも警察官、檢察

官、裁判官等が故意または重大な過失によりまして抑留、拘禁をしたというやうな不法行為がある場合には、さうしては、國家賠償法によりまして、同一の原因について國家賠償法上の國家賠償請求権がある場合があるわけでございます。この場合には、刑事補償請求権と損害賠償請求権とが競合するわけでありまして。

○石川委員 十二條によつて國家に対する補償請求をやつた一面、刑事補償による補償をやつたという場合、拂渡はどうかということになりますか、その場合國家賠償はきまりがたいと思ひます。

○岡咲政府委員 刑事補償手續は當事者主義ではございませんで、職權主義で、しかも一定の金額の範圍というものがござつております。簡単な手續で刑事補償を支拂うという手續でありますので、多くの場合刑事補償の決定の方が先にならうかと思つております。このやうな場合におきましては、あの國家賠償法に基きます損害賠償請求事件の方で損害額を算定する場合に、刑事補償の額を差引いて損害賠償額を決定するものと思へておるのであります。

○石川委員 もう一点お聞きしてありますが、この補償の權利は、解釈の仕方によつては法律の解釈がいろいろ變つて来るかと思ひます。財産權であるならば、從來の財産權の考へ方によつてきめて行つた方がいゝし、そうでない別な權利だといふならば、それに対する方法を出した方がいゝ。また請求權であれば從來の請求權の線に沿つてこれをやつた方がいゝ。一身專屬權としてこれを守らなければならぬ理由があれば、この法律をつくる

にもそれに対する考へ方があるわけですが、また譲渡は許さないといつても、遺族の方には補償請求権が出て来るということになりまして、相続でないといつても、ある一定の事實があつたから請求権が発生するのだということになると、相続といへないこともないわけでありまして、この權利の性質をお知らせ願ひたいと思ひます。

○岡咲政府委員 ただいま御質問がございまして、この刑事補償請求權は純然たる財産權と考へまして、これは普通の民法の原則に従ひまして、順次相続されて行く權利である。しかも普通の民法の財産權の原則によつて、いろいろの解釈がなされて行く權利であるといふことが、法律の立て方としては可能であらうと思へております。しかしながら繰返して申し上げますならば、今回の改正法律案につきましては、このやうな通常の財産權であつても、しかも相続の対象になつて行く權利とはいひませんで、この法案に現れておりますやうに、この法律に基く特殊の一身專屬權であるといふ立て方をいたしましたのであります。すでにこの三條におきまして、遺族の範圍といふものを配偶者、子、孫、父母及び祖父母に限定したてておられます。これよりも縁の遠い者に対しては、この權利が相続されて行くという考へ方とはつておらないのであります。この第二條の遺族が取得する權利も、相続ではなくして、このやうな條件がございまして、遺族に個別に発生する權利であるとして組み立てたのであります。なぜこのやうな立て方をしたかといふことでありますが、普通の財産權といひましてどこまでも相

續されて行く權利であるといふ立て方をするよりも、この刑事補償の本質を考へるならば、中心は本人の損害を補償することであるから、本人が死亡した場合には、本人とともに苦痛を受けたごく近い者に對してその損害を補償して行けば、それで足りるのではないかと、従つてこの損害額金額を補償するのではなくして、ある程度の制限された限度におきまして損害を補償して、國家社會の公平な立場を明らかにするといふ立て方をとつたためといふ立て方をいたしましたのであります。御議論のやうに、通常の財産權という組み立て方も理論としては成り立ち得ると考へております。

○石川委員 この刑事補償法が恩惠的なものでなくして、損害を受けた本人に對する補償であるといふことであれば、從來の損害賠償の觀念と同一になつて来るのであります。損害賠償債權と同一に取扱つた方がかえつて解釈上にも、運営上にも明瞭になつて行くだらうと思ひます。そして補償の範圍は四百圓ないし二百圓と定めることは、それは法律で定めるのだからいいといひました。一身專屬權といふのは、特別の法律から発生した一つの權利だということになると、解釈のしやうがなくなるのであります。補償という意味であります。恩惠ではないのであります。それで今御説明のやうな一種特別の法律から生れて來た權利であるといふ立て方が、この法律以外に出て來るものはありませんか。

○村專門員 委員長。一寸発言をお許し願ひます。

○高橋委員長 村專門員。

○村專門員 特に委員長から許されて發言させていただきます。この刑事補償がいかなる性格のものであるかといふことにつきましては、相當なさういふ問題でありまして、私はかつて國家賠償法のときにも考へたことがありますが、また大陸におきまして、不動産の補償につきまして各國の立法例を考へて、相當の問題は調査したことがあるのであります。結論的に申しますと、この刑事補償法は公法上の財産權であつて、請求權に属するものであります。一身專屬權ではないと考へておる次第であります。もとよりこの請求權のあり方を、刑事政策的な見地から特定の範圍を與へまして、その面において處理するといふことは可能であります。新憲法以前におきまして、刑事政策的な見地から恩惠である、あるいは法律關係であるといふ取扱ひ方は可能でありましたが、新憲法におきましてはこれは許されないのであるかと考へておる次第でございます。

新憲法におきましては、損害を受けた人あるいはその遺族といふことが問題ではなくして、基本的人權といふことに由來して考へなければならぬと思ひます。新憲法制定以來、少くとも補償の性格といふものは姿をかえたものではあるまいか、しかるにこの原案におきましては、しばしばさうした古い刑事政策的見地から考へられたと思はれる部分が残つておりました。たとえば新憲法におきましては國民に請求權があると書いてありますが、この刑事補償法におきましては、請求權といふことよりも、國は補償に應ずるという、國からの方面の規定をしておるのであります。これは新憲法の精神

に合致した刑事補償の取扱いではなからうと考ふる次第であります。このように公法上の財産権であるという考え方をとりまします以上、ここに現われております順位の面、損害額の面、その他の問題が起つて参ります。もちろんこれは私の専門員としての調査の結果を申し上げたのでありまして、本案の審議とのものには直接関係しないことは、あらためて申し上げるまでもないのであります。

○岡崎政府委員 御質問の点につきましては、ただいま村専門員から御見解の発表がありましたとき、刑事補償の本質を公法上の財産権とみて、通常の相続その他の規定がすべてかぶつて行くという立て方をするか、あるいは一身専属の権利として組立てるかという点について、立案当時におきましてもいろいろ議論がなされたのであります。それで法律の立て方といたしましては、いずれの立て方も成り立ち得ると考へたのでありまして、刑事補償の本質を考へたならば、むしろ一身専属権として構成すべきものであるという考へ方から、この法律ができ上つておるのであります。考へ方としては両方の考へ方が成り立ち得るところと考へております。現行刑事補償法におきましては、財産権でなく、一身専属の特殊の権利として構成しておつたのでありまして、ただいまのところこれ以外にその分類というものは思ひ浮ばないのであります。

○石川委員 本日はこの程度で打切つて、またお伺いいたします。

○高橋委員長 それでは本案についてはあらためて審査を進行するものとしたいと思います。本日はこの程度で次に移ります。

それでは暫時休憩いたします。
午後一時三十分休憩
午後四時三十分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続きまして再開いたします。
本委員会に付託せられております請願の審査に入ります。
三條市所在の旧武徳殿跡下に関する請願、文書第三五号を議題といたします。紹介議員の御紹介を願います。

○三條市 新瀧三條市の武徳殿は、公会堂、武徳殿跡に使用できるもので、市民の寄附によつて設立されたもので、地代等は市において負担して来た。しかるに今回武徳殿が解散されたので、多年の宿望を実現すべく、同施設を公会堂として専用し、市民の文化厚生施設に利用する計画のところ、同施設は解散団体に接収されたのであります。ついでに該施設を該市に拂下げられたいというのであります。

○高橋委員長 この際政府委員より御意見があれば伺いたいと思ひます。
○銀治政府委員 請願の趣旨はまことにこもつともであります。大日本武徳会がボツダム勅令に基きまして、昭和二十一年十一月九日内務省令第四十六号によつて即日解散を命ぜられ、同会が所有する一切の財産は政府が接収保管することになつております。この財産の処分方法は二つの方法があります。第一は、現に連合軍最高司令官民間財産管理局、GHQまたは政府の許可を受け公用財産として使用中のもの、及び連合軍最高司令官から特に指定があれば没収せずに將來も継続使用できること、第二は、右以外のものはすべて賣却すること、賣却の方法は不動

産についてはすべて廣く廣告し、入札の方法によつて行われ、この賣却金は貿易資金として使用することになつております。なお賣却決定についても、政府、法務廳独自の判断ではできないのでありまして、あらかじめ関係筋の承認を受けることになつておりますので、本請願の趣旨の通りに無償拂下げは現在のところ不可能であります。

○高橋委員長 何か御質疑なり御意見はありますか別に御意見もないようでありますから、それでは本請願の委員会における取扱いを決定いたしました。探採の上は内閣に送付することにいたします。御異議ありませんか。

○高橋委員長 異議なしと認めます。それでは本請願は議院の會議に付し、採採の上は内閣に送付すべきものと決しました。

○高橋委員長 次は昨日付託せられた吉原市に刑務支所設置の請願文書省第一二二二号を日程に追加いたしました。御異議ありませんか。
○高橋委員長 御異議なしと認め、本請願の審査を進めます。専門員より御説明願います。

○村専門員 靜岡縣には靜岡、浜松に刑務支所が設置されております。また掛川、島田、吉原にそれぞれ代用の刑務所として、警察署の留置場が指定されております。しかし現在の現状に沿はないところが多く、富士郡は全日本の七割に当る紙の生産地として、周辺の町村とともに新興工業都市として急速に発展しつつあるのであります。

○高橋委員長 本件について御質疑なり御意見はありますか別に御意見もないようでありますから、それでは本請願の委員会における取扱い等を決定いたしました。探採の上は内閣に送付したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○高橋委員長 本件について御質疑なり御意見はありますか別に御意見もないようでありますから、それでは本請願の委員会における取扱い等を決定いたしました。探採の上は内閣に送付したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○高橋委員長 御異議なしと認め、本請願は議院の會議に付し、採採の上は内閣に送付することに決しました。

しました。
なお両請願に対する委員会報告書作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが御異議ありませんか。

○高橋委員長 それではさうに決します。
本日はこれにて散會いたします。
午後四時四十分散會

〔參照〕
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書
請願に関する報告書
〔都合により別冊に「括集録」〕

昭和二十四年二月十七日印刷

昭和二十四年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局